

再び尖閣諸島に不法侵入、上陸をさせない万全の警備態勢を取ることと、法律の厳正な適用を求める意見書

8月15日、中国香港の保釣行動委員会の抗議船が、我が国固有の領土尖閣諸島に、中国の領土と称して日本領海に侵入、我が国の制止を振り切り、魚釣島に不法上陸した。

我が国は事前に、不法上陸の情報を十分把握しておきながら、それを阻止することができず、上陸を許し、政府の無策のつけを露呈させた。

このことは、2年前の尖閣海域において中国漁船が我が国の海上保安庁巡視船に衝突し、中国人船長を公務執行妨害の容疑で逮捕したものの、那覇地方検察庁が処分保留のまま釈放した事件の延長線上にある。

今回の事件も放映された映像を見てもわかるとおり、煉瓦を投げつける等の公務執行妨害がありながら、前回同様なんのお咎めもなく、強制送還で決着をさせてしまった。

野田総理大臣は、法にのっとり厳正に対処すると述べられているが、この決着の仕方では厳正に対処するどころか、ますます、相手を増長させるだけである。

よって、我が国の領土、領海を守るために領域警備法の制定などとともに、再び今回のような事件が起きた際には、既存の法律の厳正な適用を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。